○厚生労働省告示第三百八十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第一号の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

本則中「第五条第六項」を「第五条第七項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「同条第十三項」を「同条第十四項」に、「同条第十四項」を「同条第十五項」に、「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十六号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第一項の規定に基づき、平成二十三年度技能検定実施計画（平成二十三年厚生労働省告示第三十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二の表キャリア・コンサルティングの項の次に次のように加える。

ピアノ調律	社団法人日本ピアノ調律師協会（昭和四十八年十一月五日に社団法人日本ピアノ調律師協会という名称で設立された法人をいう。）

○厚生労働省告示第三百八十七号

労働安全衛生規則及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十三年厚生労働省令第百十九号）の施行に伴い、及び労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第四並びに労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二の二の二第一項第一号の規定に基づき、衛生管理者規程（昭和四十七年労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第三条中「厚生労働大臣の定める講習」を「都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習」に改め、同条第一号中「講習科目については」を削り、「により行う」を「以上行われる」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第四条中「前条に規定する講習」を「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の二第一項の規定により都道府県労働局長の登録を受けた者が行う衛生工学衛生管理者講習」に改める。

○厚生労働省告示第三百八十八号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第二十四条の八の規定に基づき、昭和五十六年労働省告示第五十五号（労働安全衛生規則第二十四条の八の規定に基づく厚生労働大臣の定める研修）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

題名を次のように改める。

労働安全衛生規則第二十四条の八の規定に基づく厚生労働大臣の定める研修

本文中「第二十四条の七」を「第二十四条の八」に改める。

第一号ハの表の二の項中「又は石油鉱山保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十五号）第三十三条第一項第四号の作業に係る同条第三項の有資格者である者若しくは同項の有資格者であった者」を「、石油鉱山保安規則（昭和二十四年通商産業省令第三十五号）第三十三条第一項第四号の作業に係る同条第三項の有資格者である者若しくは同項の有資格者であった者又は鉱山保安規則（平成六年通商産業省令第十三号）第五十六条第一項第十五号及び第十六号の作業に係る同条第三項の有資格者である者若しくは同項の有資格者であった者」に改め、同表の三の項中「第十二条」を「第四条第二項第五号」に改める。

第三号を次のように改める。

三　前二号に定めるもののほか、研修の実施について必要な事項は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによるものであること。

○厚生労働省告示第三百八十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、並びに健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）第八十六条第十二号の規定に基づき、健康保険法施行規則第九十八条第十一号及び船員保険法施行規則第八十六条第十二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（昭和五十九年厚生省告示第百五十五号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第三号中「第五条第五項」を「第五条第六項」に改める。

○厚生労働省告示第三百九十号

障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の改正に伴い、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第一項の支援給付等に係る厚生労働省告示の適用に関する告示（平成二十年厚生労働省告示第二百四号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第十一号中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改める。

○厚生労働省告示第三百九十一号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

第二に次の二号を加える。

九十四　多血小板血漿（しょう）を用いた難治性皮膚潰瘍（かいよう）の治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

通常の治療に抵抗性を有する難治性皮膚潰瘍（かいよう）（身体の状態により手術による治療が困難な者等に係るものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら外科、形成外科又は皮膚科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　外科専門医、形成外科専門医又は皮膚科専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　外科、形成外科又は皮膚科を標榜（ぼう）していること。

②　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。